

仕様書

高速鉄道部高速車両課

件名	烏丸線高速車両空調装置点検整備業務委託
履行場所等	竹田車両基地
契約期間	令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで
支払方法	<p>本契約には、下記のうち●印が付された事項を適用する。</p> <p>() 支払方法は、発注者の完了検査合格後の一括払いとする。</p> <p>() 支払方法は、発注者の完了検査合格後、検査合格数量分に相当する金額の部分払いとする。</p> <p>(●) 支払方法は、[4月～12月、1月～3月] の出来高精算払いとし、支払金額に端数が生じたときは、初回支払時に端数分を支払う。</p> <p>() 本契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものである。発注者は、翌年度以降において当該案件に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。この規定により発注者がこの契約を解除した場合において、受注者は、発注者が翌年度以降に支払いを予定していた金額を請求することはできない。受注者は、この規定に定めるもののほか、発注者がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、発注者に請求することはできない。</p> <p>(●) その他（自由記述） 単価契約</p>

第 1 章 総 則

(適 用)

第 1 条 本仕様書は、烏丸線高速車両の車両空調装置点検整備業務（以下「本業務」という。）に適用する。

(当事者)

第 2 条 本仕様書において、「発注者」とは京都市交通局をいい、「受注者」とは請負人という。

(業務範囲及び内容)

第 3 条 本業務の範囲及び内容は、「第 2 章」、「第 3 章」、「第 4 章」及び「第 5 章」に定めるとおりとする。

(関係法規の適用)

第 4 条 受注者は、本業務に関して原則として、京都市交通局契約規程、京都市高速鉄道車両実施基準、労働安全衛生法等関係法規及び J I S 等関係規格を遵守するものとする。

(変 更)

第 5 条 契約後においても、発注者が必要と認めた場合は、発注者及び受注者で協議のうえ、軽微な変更を行うことができるものとする。

(打合せ)

第 6 条 受注者は、本業務に当たり、発注者と十分な打合せを行うこと。また、打合せ事項について発注者の要請に応じて、別途指示する書式の議事録を提出し、発注者の承諾を得ること。

ただし、発注者が不要と認めた場合に限り、打合せを行わないことがある。

(書類の提出)

第 7 条 受注者は、発注者の指定する様式で指定する期日内に次の書類を提出すること。

- (1) 作業責任者及び作業届…………… 2 部
- (2) 緊急連絡体制表…………… 2 部
- (3) 業務用車両届（発注者の指示がある場合）…………… 2 部
- (4) 引渡書…………… 1 部
- (5) 議事録（発注者の要請に応じて）…………… 2 部
- (6) その他発注者の指示するもの…………… 指定部数

2 受注者は、提出書類の内容等に変更があるときは速やかにこれを提出すること。

(作業責任者等)

第8条 受注者は、本業務に当たり作業責任者を定め、発注者に届け出ること。

なお、作業責任者が不在の場合は、作業者との間で緊急時の連絡等ができるようにすること。

2 作業責任者は、鉄道の設計、製造又は保守業務に通算5年以上の従事経験を有する者で、本業務に必要な鉄道車両の構造及び知識を持ち、作業監理、作業者への技術指導が行える者とする。

3 作業責任者は、本業務に関する一切の業務を掌握し、発注者と密接な連絡を保ち作業者の安全を確保し、災害その他事故防止に努めること。

4 作業責任者は、次の作業を行うとともに責任を負う。

(1) 発注者よりの貸与施設及び設備機器の管理を行うこと。

(2) 作業場所周囲の安全確認を行うこと。

(3) 発注者からの指示事項に対する対応及び作業者の指導を行うこと。

5 受注者は、作業責任者に変更があるときは速やかにこれを届け出ること。

6 受注者の作業者が本業務を行うに十分な能力及び資質を有していないと発注者が判断する場合、受注者は該当の作業者を本業務に配置することはできないものとする。

7 本業務作業時は、本業務と同様の作業経験を2年以上有する作業者を半数以上において作業を実施すること。

(作業場所)

第9条 本業務は竹田車両基地で行うものとする。また、作業場所は、事前に発注者と打合せを行い、発注者の指示に従うこと。

(作業時間)

第10条 受注者の作業時間は、機器等の搬出入を含めて、発注者の就業時間内を原則とする。これによらない場合はあらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

2 受注者は発注者と作業開始前に作業内容の打合せを行い、その後に作業を行うものとする。作業時間は、原則として9時30分から17時までの間とするが、発注者の指示がある場合はこの限りでない。また、受注者がこれによらない場合は、あらかじめ発注者の了解を得るものとする。

(調達品)

第11条 本業務に要する器具、洗浄装置、機械工具類、油脂類、ウエス、消耗品及び雑品類は、受注者が調達すること。

(業務上の注意)

- 第12条 受注者は、本業務の実施に当たり、細部に至るまで入念、丁寧に行うこと。
- 2 受注者は、本仕様書に明記されない事項であっても、本業務実施上、当然、必要と認められるものについては、受注者の責任において実施すること。
 - 3 受注者は、本業務で生じた車両及び設備の汚損について、清掃及び復旧を行うものとする。特に、車内の汚損や汚水の流入には十分に注意して業務を行うこと。
 - 4 本業務は、営業列車の運転と並行して行うため、受注者は常に竹田検車区と連携を保ち、列車運行に支障をきたさないこと。また、定められた場所以外の立入りや、他の車両へみだりに近寄らないこと。
 - 5 受注者は、作業中といえども、発注者が業務上必要あるときは、速やかに作業を中断し、発注者の要請に応ずること。

(竹田車両基地設備の使用)

第13条 受注者は、発注者の承諾を得て、竹田車両基地の水道、電力及びクレーン等(以下「車両基地設備」という)を無償で使用できるものとし、使用については、次のとおりとする。ただし、発注者が不必要であると判断した余分な水道光熱費等は受注者が支払うこと。

- (1) 車両基地設備の使用は、発注者が優先する。
- (2) 車両基地設備の取扱いは、取扱者を定めて行うものとし、取扱上の注意事項を熟知しなければならない。また、法令等により有資格者が行うことを義務付けられている作業は、有資格者が行うものとし、そのリストを発注者に提出すること。また、作業に先立ち、使用する設備及び機器の準備を行うものとし、常に整理整頓を行い、ゴミ等の処分を行うこと。
- (3) 車両基地設備の故障及び異常を発見した時は、速やかに発注者に連絡し、その指示に従うこと。
- (4) 受注者は、本業務が完了したときは、使用した施設及び設備の整備、清掃等を行い使用前の状態に復すること。

なお、受注者の取扱不備に起因して、車両基地設備に故障又は損傷等が発生した場合は、受注者の責任において発注者の指定期日内に無償で速やかに現状へ復すること。

(廃棄物の処理)

第14条 本業務において発生した廃棄物処理については、全て受注者の責任において行うこと。なお、廃棄物の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、京都市の「廃棄物の適正処理のガイドブック」に基づき処分を行うこと。

(完了検査)

第15条 受注者は、発注者が指定する項目及び場所において、発注者又は発注者の指定する者の立会いの下に完了検査を行い、これに合格すること。

なお、発注者が認めたものに限り、発注者が指定する書式の検査成績書等を提出することにより合格を与えることがある。

- 2 完了検査に要する費用は、すべて受注者の負担とする。
- 3 受注者は、完了検査終了後、直ちに検査成績書を提出すること。
- 4 受注者は、完了検査等において不具合を指摘された場合は、再度業務をやり直すものとする。また、完了検査後であっても作業の不備が認められた場合、受注者は再度業務をやり直すものとし、それに要する費用は受注者の負担とする。

(保証)

第16条 受注者は、本業務実施中に、発注者の車両あるいは設備に故障及び損傷を発生させた場合は、受注者の責任において、発注者の指示により無償で補修を行うこと。

- 2 受注者は、本業務の不備に起因する職員及び乗客への人的及び物的被害についても、受注者の責任において対応及び補償を行うこと。

(事故)

第17条 本業務中に発生した事故等については、受注者の責任により解決すること。

(特記)

第18条 本業務は、列車故障等の理由により、日程を急ぎょ変更し、延期、中止することがある。その場合は、日程の再調整を行うものとする。

- 2 作業者の出勤は、基本的に公共交通機関を使用するものとし、自家用車による発注者の敷地内への乗入れ及び駐車は禁止する。
- 3 業務で使用する事業用車両の常時の乗入れをする場合は、事前に車種車番を記載した「業務用車両届」を提出すること。
- 4 定められた場所以外での喫煙は厳禁とする。

第 2 章 10 系車両用冷房装置点検整備細部仕様

(整備範囲及び内容)

第 19 条 整備範囲及び内容は、次のとおりとする。

(1) 整備数量

整備数量は 11 編成 (66 両) とする。ただし、発注者の都合により変更する場合がある。

(2) 整備日程

整備は 1 日で行うものとし、日程は発注者の指示に従うものとする。ただし、車両故障等により日程を変更する場合がある。

(3) 整備内容

整備内容は、付表 1 のとおりとする。

(4) 整備対象

整備対象は、付図 1～5 で示す冷房装置とする。ただし、点検の結果、これ以外に整備が必要な場合は別途協議とする。

(5) 整備完了後の表示

整備完了したものはクーラー本体外きせ部へ「年・月」の表示を行うこと。

(作業計画及び作業報告)

第 20 条 受注者は、点検整備を実施する月ごとに、発注者と打合せを行った上でその前月 20 日を期限として業務工程表を発注者に 3 部提出し、実施前に発注者の承諾を得ること。

2 受注者は毎日の業務完了時に、発注者が別に指示する様式の作業報告書を 1 部作成し、発注者に提出すること。

3 受注者は業務完了後速やかに発注者が別に指示する様式の検査成績書 (3 次車以降用を用いる。) を 2 部提出すること。

4 受注者は、原則として年度最初に実施する 1 編成分について、作業風景写真を含む施工記録を作成するものとし、該当業務の実施後速やかにこれを発注者に 2 部提出すること。

(検査)

第 21 条 受注者は、本業務の完了に先立ち、次の試験、検査等を行うこと。

(1) 外観検査 (各部の点検及び清掃状況の確認)

ア 枠組み及びカバー

イ 室内熱交換器、室外送風機、室内送風機

ウ 室内用ロールフィルター、固定フィルター、室外熱交換器

エ フレッシュエアフィルター

オ 排気扇

カ 冷暖房制御箱

(2) 絶縁抵抗測定

主回路及び制御回路の絶縁抵抗測定

(3) 動作確認試験

ア 吹き出しの状態及び異音の有無の確認 (冷房風の確認)

イ フィルターの状態の確認

ウ 送風機及びコンプレッサの動作の確認

(4) 機能確認試験

ア 各ユニットクーラー運転電流の測定

イ サーモスタット設定値の確認

(5) 汚損検査

車内及び車外の作業による汚れ及び損傷の確認

(保証期間)

第22条 本業務の保証期間は、検査合格後1年とし、この期間に生じた不具合は受注者の責任において発注者の指定期日内に無償で補修を行うこと。ただし、発注者に責あるときは、この限りでない。

(特記)

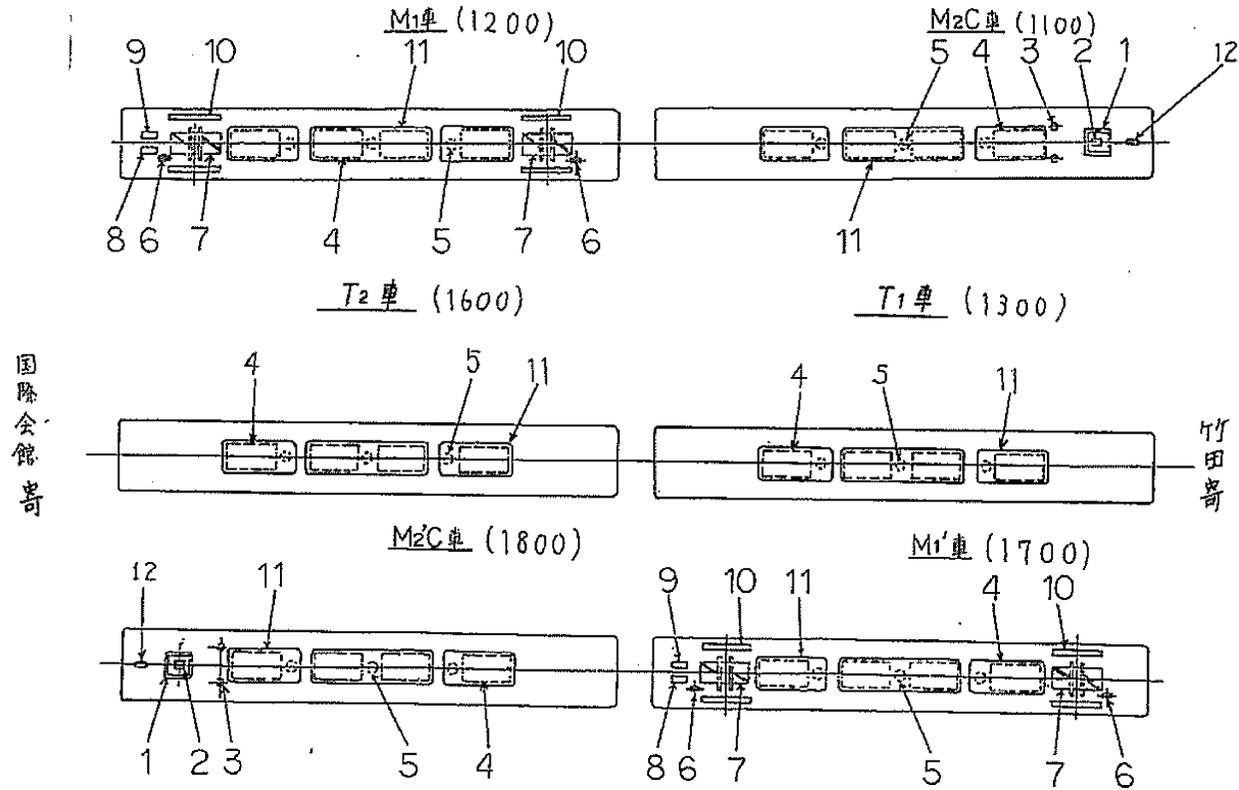
第23条 クーラーきせ取付ボルトは、トルク管理を行い締め付けるものとする。締め付トルクは、2,550 (N・cm) とする。

整 備 内 容

No.	部 品 名 等	対象車両	整 備 内 容	備 考
1	枠組み カバー	全車	<ul style="list-style-type: none"> ・冷却器室、室内カバー内面清掃。 ・ユニットクーラー外きせの取外し、取付け。 	冷却器室及び室内カバー・・・各4箇所／両 ユニットクーラー外きせ・・・3台／両
2	室外送風機 室内送風機	全車	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニットクーラーを運転したときの空気の流れと逆方向に圧縮空気を吹き付けて汚れを清掃する。特に汚れのひどいときは、中性洗剤を溶かした温水を使用し、柔らかいブラシで洗浄する。 ・圧縮機切換スイッチ（「No. 1」・「No. 2」）を1年ごとに切替える。 	ユニットクーラー1台当たり <ul style="list-style-type: none"> ・ 室内熱交換器、室外熱交換器 各2個 ・ 室外送風機、室内送風機 各1台
3	室内用ロールフィルター 固定フィルター 室外熱交換器	全車	<ul style="list-style-type: none"> ・圧縮空気を吹き付け清掃する。汚れが特にひどいときは、中性洗剤を温水に溶かし洗浄する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室内用ロールフィルター 1台
4	フレッシュエアフィルター	全車	<ul style="list-style-type: none"> ・水洗いを行いよく乾燥させる。汚れがひどいときは、中性洗剤を温水に溶かし洗浄する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定フィルター 1枚（3次車） ・ フレッシュエアフィルター 2枚
5	排気扇（付図3参照）	全車	<ul style="list-style-type: none"> ・外観点検。 ・ユニットクーラーを運転したときの空気の流れと逆方向に圧縮空気を吹き付けて汚れを清掃し、特に汚れのひどいときは、中性洗剤を溶かした温水を使用し、柔らかいブラシで洗浄する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3台／1両×6両 計18台

整 備 内 容

No.	部 品 名 等	対象車両	整 備 内 容	備 考
6	室内熱交換器	全車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷房装置の室内熱交換器の洗浄を行うものとする。 ・ 室内及び周辺機器や電気配線へ洗浄水や汚水が掛かったり流入しないように養生作業を行う。 ・ 洗浄作業は、高圧洗浄装置からの水を熱交換器の放熱板の隙間に噴射し、蓄積した汚れを洗い落とす。必要に応じて柔らかいブラシを用いて洗浄する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1編成当たりの整備数 48台（6両分／編成）



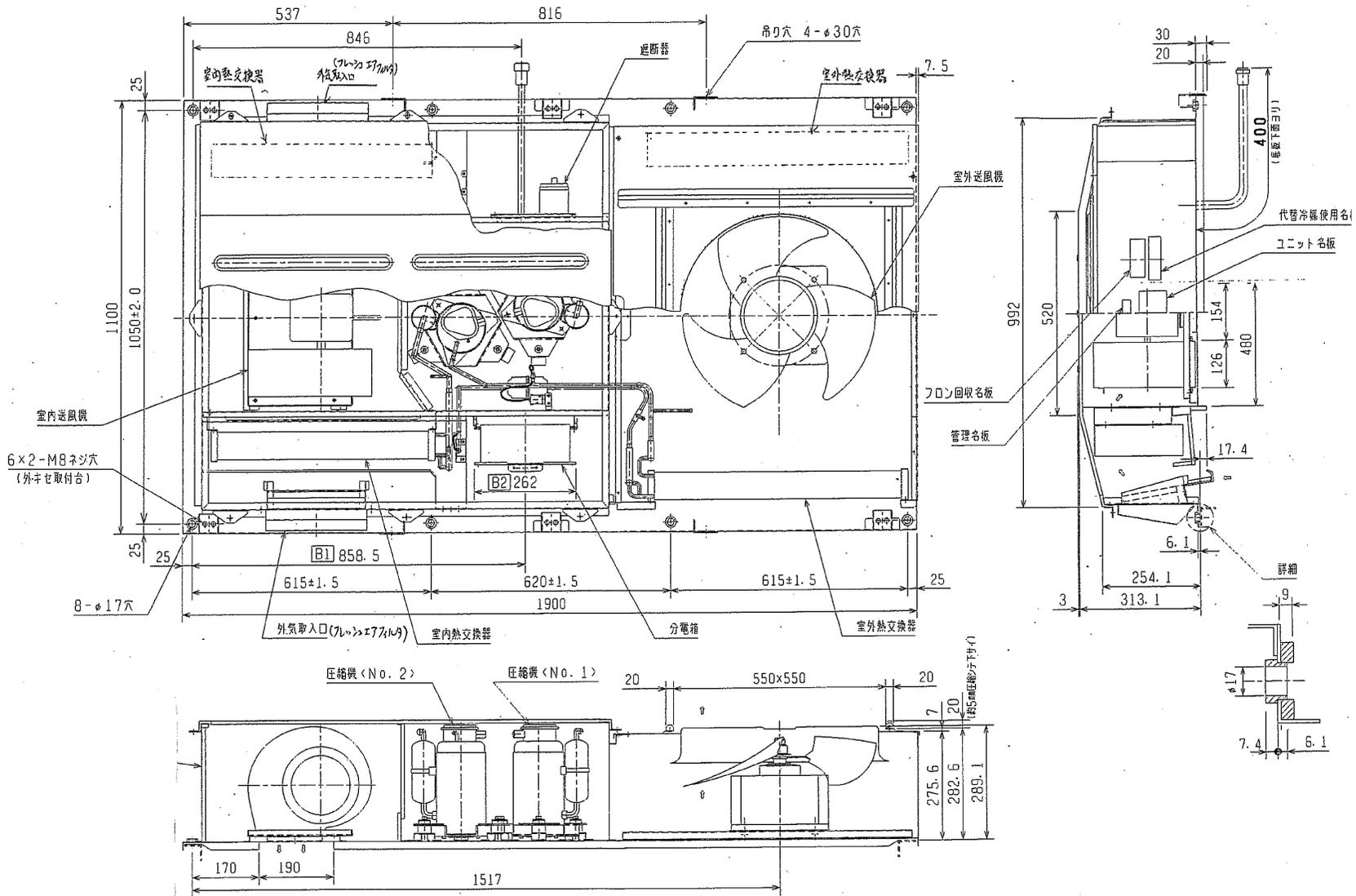
照合	名称	1両分所装数					
		M2'C	M1'	T2	T1	M1	M2C
1	誘導無線送信アンテナ	1	-	-	-	-	1
2	誘導無線受信器	1	-	-	-	-	1
3	誘導無線受信アンテナ	2	-	-	-	-	2
4	ユニットクーラー	4	4	4	4	4	4
5	排気扇	3	3	3	3	3	3
6	避雷器	-	2	-	-	2	-

照合	名称	1両分所装数					
		M2'C	M1'	T2	T1	M1	M2C
7	パンタグラフ	-	2	-	-	2	-
8	主ヒューズ	1	-	-	-	-	1
9	高圧補助ヒューズ	1	-	-	-	-	1
10	歩み板	-	4	-	-	4	-
11	ユニットクーラー外ぎせ	3	3	3	3	3	3
12	空間波無線アンテナ	1	-	-	-	-	1

京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課

図名

屋根上主要機器配置図 (参考図)



京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課

図名

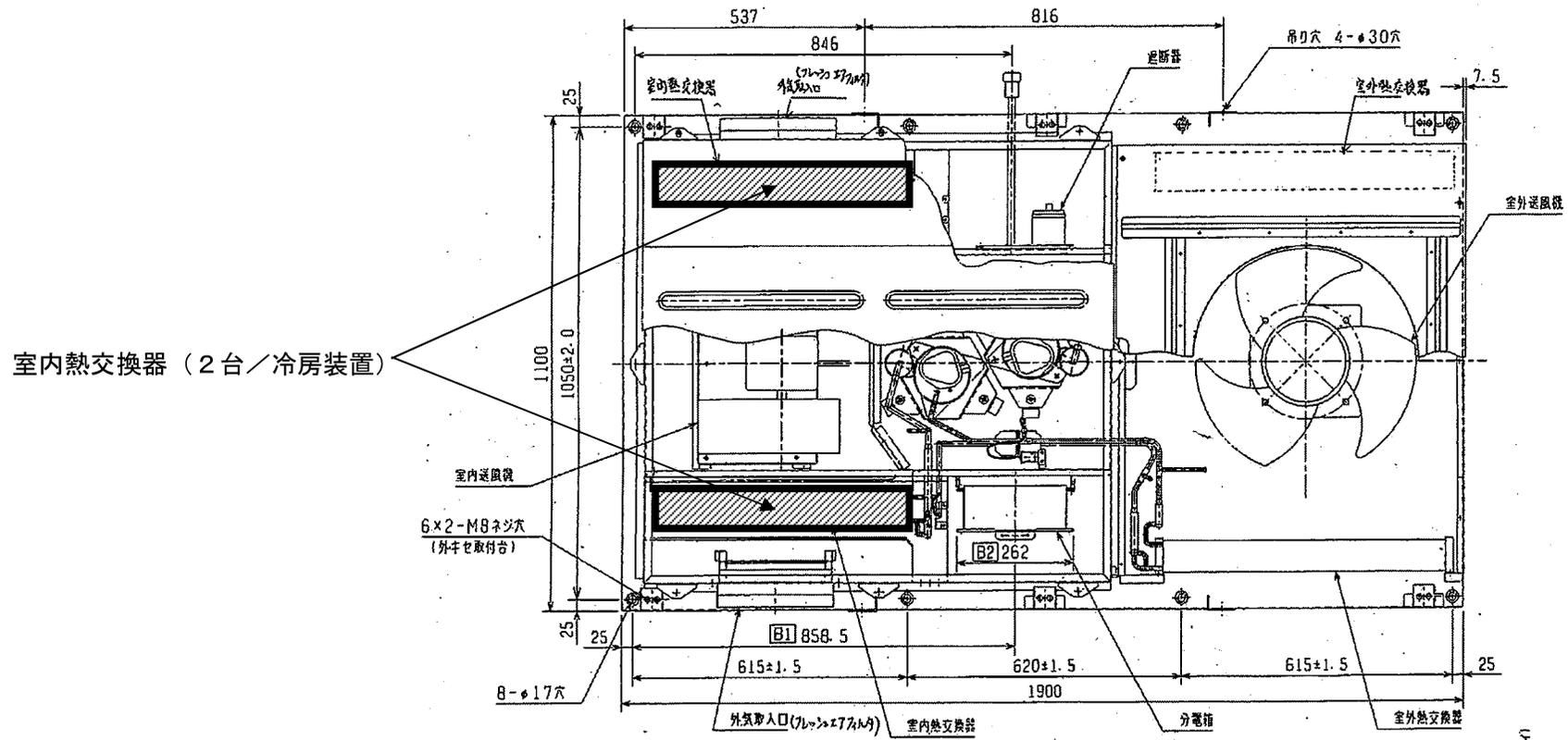
ユニットクーラー (参考図)

冷房装置起動タイマー時限設定値（秒）

編成	リレー	1100	1200	1300	1600	1700	1800
10～20 (3次車以降)	TR1	60	70	80	80	70	60
	TR2	65	75	85	85	75	65

京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課

図名 冷房装置起動タイマー時限設定値（参考図）



京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課

図名

冷房装置室内熱交換器 (参考図)

第3章 20系車両用冷房装置点検整備細部仕様

(整備範囲及び内容)

第24条 整備範囲及び内容は、次のとおりとする。

(1) 整備数量

整備数量は9編成(54両)とする。ただし、発注者の都合により変更する場合がある。

(2) 整備日程

整備は1日で行うものとし、日程は発注者の指示に従うものとする(祝日2日を含む)。ただし、車両故障等により日程を変更する場合がある。

(3) 整備内容

整備内容は、付表2のとおりとする。

(4) 整備対象

整備対象は、付図6～9で示す冷房装置とする。ただし、これ以外に点検が必要な場合は別途協議とする。

(作業計画及び作業報告)

第25条 受注者は、点検整備を実施する月ごとに、発注者と打合せを行った上でその前月20日を期限として業務工程表を発注者に3部提出し、実施前に発注者の承諾を得ること。

2 受注者は毎日の業務完了時に、発注者が別に指示する様式の作業報告書を1部作成し、発注者に提出すること。

3 受注者は業務完了後速やかに発注者が別に指示する様式の検査成績書(20系車両用)を2部提出すること。

4 受注者は、原則として年度最初に実施する1編成分について、作業風景写真を含む施工記録を作成するものとし、該当業務の実施後速やかにこれを発注者に2部提出すること。

(検査)

第26条 受注者は、本業務の完了に先立ち、次の試験、検査等を行うこと。

(1) 外観検査(各部の点検及び清掃状況の確認)

ア 主枠及びカバー

イ 室外送風機

ウ 室外熱交換器、室内熱交換器

エ 整風板(リターン口)、吹出口、リターンフィルタ、新鮮外気フィルタ

オ 断熱材・パッキン類

カ 電気品等

キ 空調制御装置、温湿度センサ箱、座席下温度センサ

(2) 絶縁抵抗測定

主回路の絶縁抵抗測定

(3) 動作確認試験

ア 吹き出しの状態及び異音の有無の確認（冷房風の確認）

イ フィルターの状態の確認

ウ 送風機及びコンプレッサの動作の確認

(4) 機能確認試験

ア 各空調装置の運転電流の測定

イ 車両情報装置の基準温度設定値の確認

(5) 汚損検査

車内及び車外の作業による汚れ及び損傷の確認（本業務による汚損は受注者の責任で現状に復すること）

（保証期間）

第27条 本業務の保証期間は、検査合格後1年とし、この期間に生じた不具合は受注者の責任において発注者の指定期日内に無償で補修を行うこと。ただし、発注者に責あるときは、この限りでない。

（特記）

第28条 カバー取付ボルトは、トルク管理を行い締め付けるものとする。締め付トルクは、7.8（N・m）とする。

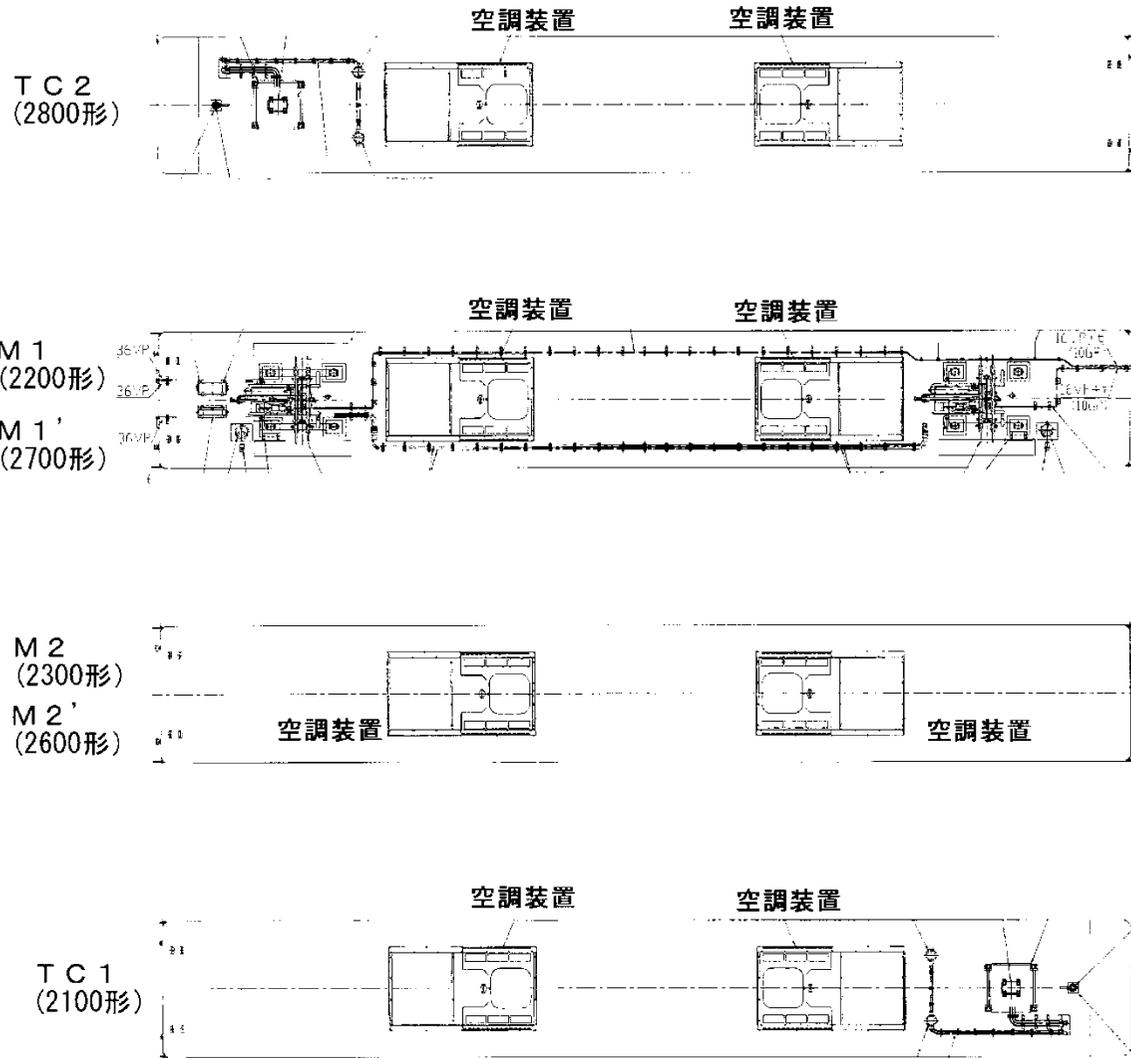
整備内容

No.	部品名等	対象車両	整備内容	備考
1	主柰、カバー	全車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上面カバー、側面カバーの取外し、取付け、点検、清掃。 ・ カバー取付ボルトの点検。 ※異常があればボルトを交換する。 ・ 主柰ドレン排水口の清掃。 ※排水口部に溜まったヘドロ、ゴミ類を除去し、水を流して洗浄する。 ・ 室内熱交換器室、室外熱交換器室、圧縮機室の点検、清掃。 ※圧縮機用防振ゴムの異常の有無を確認。 ・ 雨樋金網部のゴミを除去、洗浄する。 	空調装置・・・2台/両
2	室外送風機	全車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室外送風機は、気吹き清掃を実施する。 ※羽根が変形しないように注意。 ・ 室外送風機軸受の点検。 ※異音、振動等の異常の有無を確認する。 	空調装置1台当たり 室外送風機・・・1台
3	室外熱交換器 室内熱交換器	全車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 室外熱交換器は、フィンの表面及び隙間の埃などを吸引清掃又は気吹き清掃する。 ※フィンを傷めるためブラシなどは極力使用しないこと。 ・ 室内熱交換器は、温水洗浄を行う。 ※水洗清掃時はヒータを取り外し、コネクタを養生すること。 ※リターン口・吹出口から車内に水が滴下しないように、室内送風機を養生すること。 	空調装置1台当たり 室外熱交換器・・・2個 室内熱交換器・・・1個

No.	部品名等	対象車両	整備内容	備考
4	整風板(リターン口) 吹出口 リターンフィルタ 新鮮外気フィルタ	全車	<ul style="list-style-type: none"> ・リターン口及び整風板の点検、清掃。 ※リターン口及び整風板は水拭き清掃する。 ・吹出口の点検、清掃。 ※吹出口は水拭き清掃する。 ・リターンフィルタの取外し、取付け、点検、清掃。 ※リターンフィルタは水洗いを行いよく乾燥させる。汚れがひどいときは、中性洗剤を温水に溶かし洗浄する。 ・新鮮外気フィルタの気吹き清掃。 	1両当たり リターンフィルタ・・・4個 整風板(リターン口)・・・2個 新鮮外気フィルタ・・・4個
5	断熱材・パッキン類	全車	<ul style="list-style-type: none"> ・車外スピーカ断熱材、室内カバーパッキン、圧縮機用防振ゴム、絶縁ゴム、配管固定用ゴムパッキン、ユニット取付用防振ゴム等の点検。 	
6	電気品等	全車	<ul style="list-style-type: none"> ・電気回路用ネジの緩み点検。 ・キャノンプラグ、ヒータ、サーモ・ヒューズの点検。 ・電気コネクタ、端子台周辺の清掃。 	
7	空調制御装置 温湿度センサ箱 座席下温度センサ	全車	<ul style="list-style-type: none"> ・外観の点検、清掃。 ※取付・端子ネジ類のゆるみ、部品類の脱落・損傷、配線の状態、コネクタ類の装着状態、名板類の確認を行う。 ・強制運転状態での動作確認。 	1両当たり 空調制御装置・・・・・・2台 温湿度センサ箱・・・・・・2個 座席下温度センサ・・・・2個

国際会館 寄

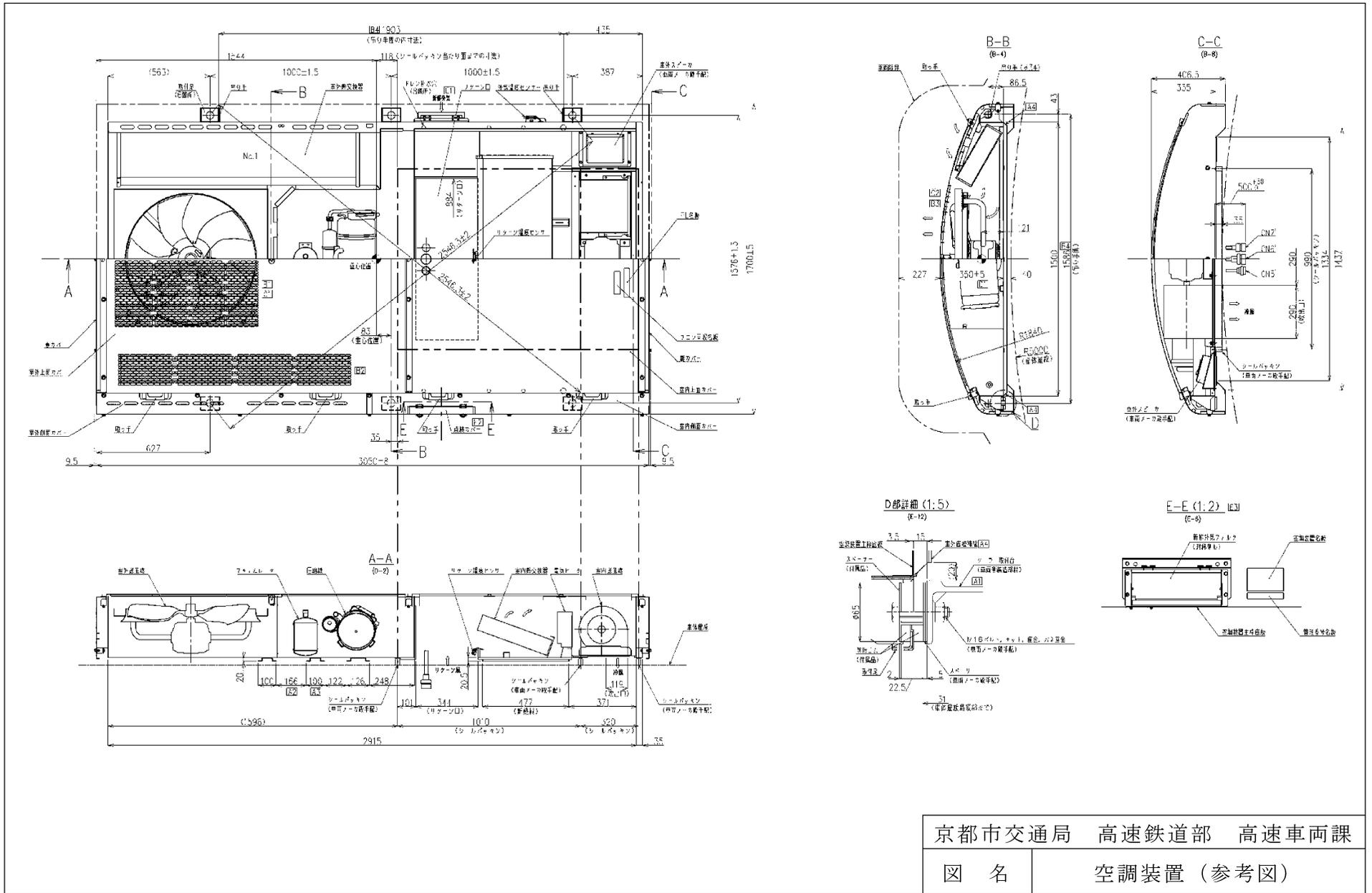
竹田 寄

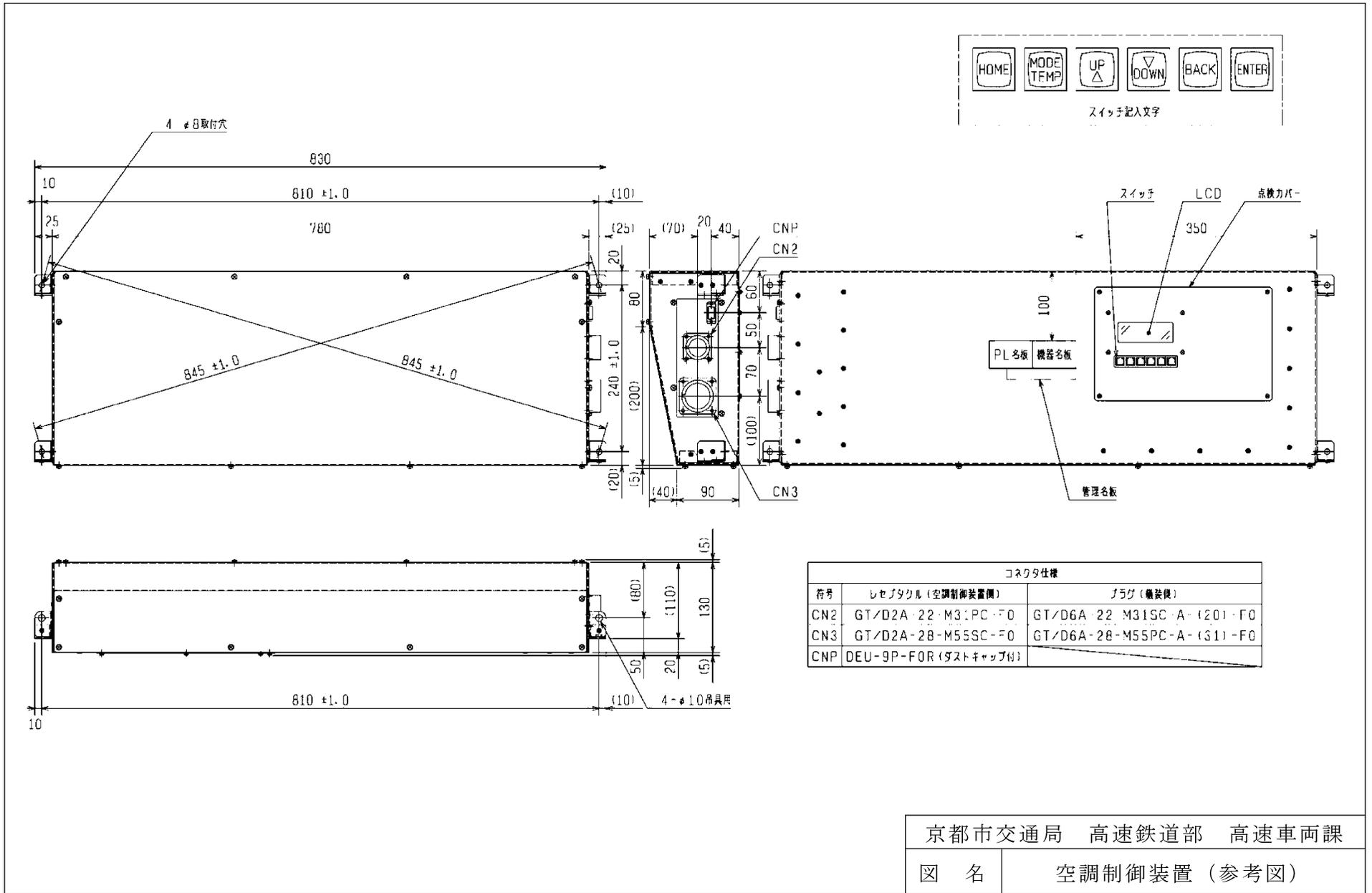


京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課

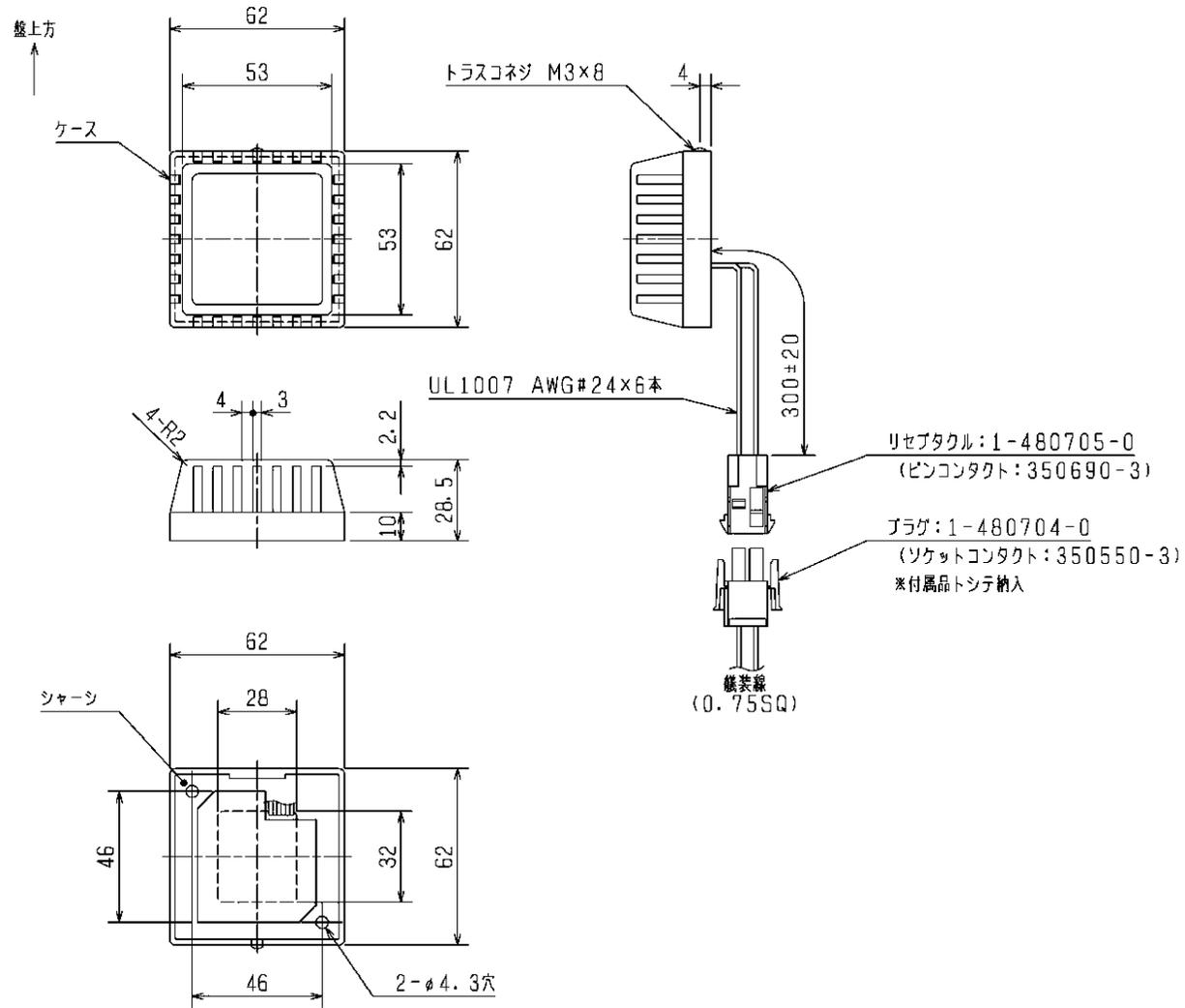
図名

屋根上機器配置図 (参考図)





京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課
 図名 空調制御装置 (参考図)



京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課

図名

温湿度センサ箱 (参考図)

第4章 クーラーフィルター点検整備細部仕様

(整備範囲及び内容)

第29条 整備範囲及び内容は、次のとおりとする。

(1) 整備周期及び整備数量

烏丸線10系車両および20系車両を対象に月2回を目途に整備を行うが、発注者の指定する時期に指定する周期で整備を行うこと。年間整備数量は10系車両816両、20系車両1260両とし、各月の整備数量は概ね以下の表のとおりとする。ただし、数量は発注者の都合により変更することがある。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
10系整備数量(両)	66	66	132	120	120	132	120	60	0	0	0	0	816
20系整備数量(両)	108	96	96	108	108	96	108	108	108	108	108	108	1260

(2) 整備時期

クーラーフィルターの点検整備は令和8年4月1日から令和9年3月31日の期間に実施する。

(3) 整備内容

該当車両の空調装置の機能点検を行うこと。また、該当車両から冷房装置のクーラーフィルターを取り外して点検を行い、外観点検及び機能損傷の確認、清掃及び洗浄を行う。その後、該当車両へ点検済みのクーラーフィルターの取付けを含めた点検整備業務を行うこと。

整備内容の詳細は付表3のとおりとする。

(4) 編成当たりの点検数量

1編成当たりの点検数量は、下記の表のとおりとする。

車両の種別	10系	20系	備考
	3次車以降		
(該当車両数)	6両/編成	6両/編成	
クーラー	4台/両	2台/両	
(点検対象フィルター)	24台/編成	12台/編成	

(作業計画及び作業報告)

第30条 受注者は、発注者と打合せを行った上で、点検整備を実施する月ごとに、発注者が別に指示する様式の月間作業計画書を3部提出し、発注者の承諾を得ること。この月間作業計画書の提出期限は、点検整備を実施する月の前月20日とする。

- 2 受注者は、毎日の業務完了時に、発注者が別に指示する様式の作業報告書を1部提出すること。
- 3 受注者は、毎月の業務完了後、翌月5日を期限として、発注者が別に指示する様式の月間作業実績書を2部提出すること。

(予備品の使用)

第31条 受注者は、事前に発注者と打合せを行い、予備品のフィルターを使用し、循環整備できるものとする。

クーラーフィルター点検整備内容

番号	項目	内容	備考
1	クーラーフィルターの取 外し	<ul style="list-style-type: none"> ・該当車両から取り外す。 ・クーラーフィルター及び点検フタの留金の異常の有無を確認し、異常の場合は修理を行う。 	交換用のクーラーフィルターは検車区から支給 ※20系も同様とする
2	クーラーフィルター点検	<ul style="list-style-type: none"> ・取り外したクーラーフィルターの外観及び状況の点検を行う（異常の有無）。 ・不良クーラーフィルターは交換する。 	
3	クーラーフィルターの清 掃及び洗浄	<ul style="list-style-type: none"> ・取り外したクーラーフィルターの清掃、洗浄を行う。 	清掃、洗浄時の汚物の処理
4	クーラーフィルターの取 付け	<ul style="list-style-type: none"> ・該当車両に清掃済みクーラーフィルターを取り付ける。 	
5	取付状態の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・クーラーフィルターの取付状態について、極端な隙間の浮きによる機能不良を確認し、不良の場合は修理を行う。 	

第5章 ラインデリア点検整備細部仕様

(業務範囲及び内容)

第32条 業務範囲及び内容は、次のとおりとする。

(1) 整備数量

整備数量は5編成(30両)とする。ただし、発注者の都合により変更する場合がある。

(2) 整備日程

整備日程は発注者の指示に従うこと。ただし、車両故障等により日程を変更する場合がある。

(3) 整備内容

整備内容は付表4のとおりとする。整備結果については、検査成績書に記載すること。

(4) 整備対象

主な整備対象は、付図10～13に示すラインデリアとする。ただし、点検の結果、これ以外に整備が必要な場合は別途協議とする。

(5) その他

気吹集塵装置の操作及び本業務により発生した塵埃の処理を行うこと。また、整備作業に先立ち、設備・機器の準備を行い、作業後はこれらの点検手入れ及び後片付けを行うこと。

(作業計画及び作業報告)

第33条 受注者は、発注者と打合せを行った上で業務工程表を発注者に2部提出すること。

2 受注者は業務完了後速やかに検査成績書を2部提出すること。

3 受注者は、本業務を実施する代表1編成分について、作業風景写真を含む施工記録を作成することとし、該当業務の実施後速やかにこれを発注者に2部提出すること。

(検査)

第34条 受注者は、本業務の完了に先立ち、次の試験、検査を行うこと。

(1) 外観検査(各部の点検及び清掃状況の確認)

ア 整風板

イ ラインデリア本体

ウ 車体側ラインデリア収納部

(2) 動作確認試験

ア ラインデリア動作の確認

イ ラインデリアの吹出及び異音の有無確認

(3) 汚損検査

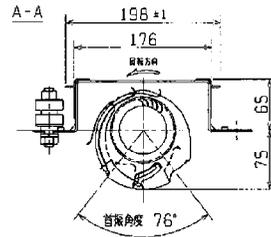
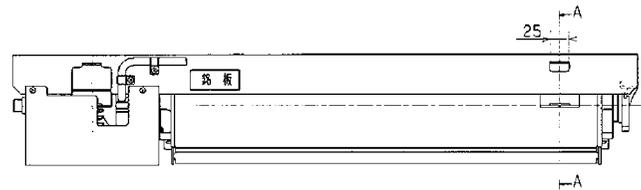
車内及び車外の作業による汚れ及び損傷の確認

(保証期間)

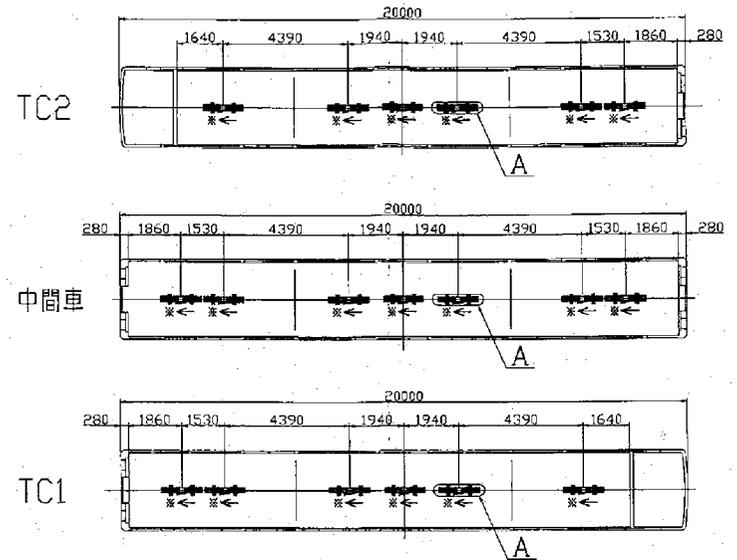
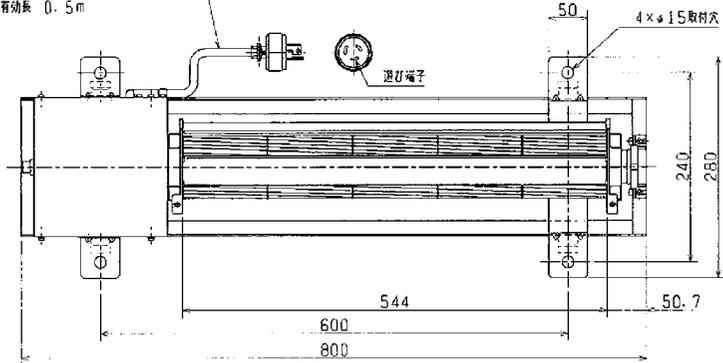
第35条 本業務の保証期間は、検査合格後1年とし、この期間に本業務に起因する不具合は受注者の責任において発注者の指定期日内に無償で補修を行うこと。ただし、発注者に責あるときは、この限りでない。

ラインデリア点検整備整備内容（全車対象）

No	機器名	部品名等	整備内容	備考
1	ラインデリア	整風板	車体から整風板の取外し、取付け、清掃、点検。	ラインデリアの数量 42台／編成 (客室) ・先頭車6台×2両 ・中間車7台×4両 (乗務員室) ・先頭車1台×2両
2		ラインデリア本体	車体からラインデリア本体の取外し、取付け、点検整備。 ※羽根、モータ駆動部及びベアリング部等のホコリが付着しやすく固渋しやすい箇所を重点的に、圧縮空気を吹付ける等を行う。	
3		車体側ラインデリア収納部	ラインデリア本体を取外した状態にて清掃。 ※側面及び上面を掃除機やウェスでの拭き取り等により行う。	
4	車体	車体	車内清掃、総合動作確認。	6両／編成



2芯2種クロコレンキアタイケーブル (線径性)
1.25mm² 有効長 0.5m



配置図 (見下図)
(S=1/100)

京都市交通局 高速鉄道部 高速車両課

名 称

ラインデリア取付 (20系客室)

令和8年度 烏丸線高速車両空調装置点検整備業務委託 計画書

(令和8年4月1日～令和9年3月31日)

点検整備内容	予定回数	設計単価	設計金額
冷房装置点検整備 (10系)	11編成		
冷房装置点検整備 (20系)	7編成		
クーラーフィルター 点検整備(10系)	816両		
クーラーフィルター 点検整備(20系)	1260両		
冷房装置点検整備 (20系休日)	2編成		
ラインデリア点検整備	5編成		
本 体 価 格			
消費税及び地方消費税相当額			
合 計			

烏丸線高速車両空調装置点検整備業務委託 設計書

	項目・種別	形状寸法	単位	数量	単価	金額
II	現場管理費					
		冷房装置点検整備（10系）				
		冷房装置点検整備（20系）				
		クーラーフィルター点検整備（10系）				
		クーラーフィルター点検整備（20系）				
		冷房装置点検整備（20系休日）				
		ラインデリア点検整備（3～6次車）				
III	一般管理費					
		冷房装置点検整備（10系）				
		冷房装置点検整備（20系）				
		クーラーフィルター点検整備（10系）				
		クーラーフィルター点検整備（20系）				
		冷房装置点検整備（20系休日）				
		ラインデリア点検整備（3～6次車）				
IV	設計単価	冷房装置点検整備（10系）				
	I + II + III	冷房装置点検整備（20系）				
		クーラーフィルター点検整備（10系）				
		クーラーフィルター点検整備（20系）				
		冷房装置点検整備（20系休日）				
		ラインデリア点検整備（3～6次車）				

烏丸線高速車両空調装置点検整備業務委託 設計書

	項目・種別	形状寸法	単位	数量	単価	金額
I	直接業務費					
	冷房装置点検整備（10系）					
	材料費		式	1		
	労務費		式	1		
		合 計				
	冷房装置点検整備（20系）					
	材料費		式	1		
	労務費		式	1		
		合 計				
	クーラーフィルター点検整備（10系）					
	材料費		式	1		
	労務費		式	1		
		合 計				
	クーラーフィルター点検整備（20系）					
	材料費		式	1		
	労務費		式	1		
		合 計				
	冷房装置点検整備（20系休日）					
	材料費		式	1		
	労務費		式	1		
	合 計					
ラインデリア点検整備						
材料費		式	1			
労務費		式	1			
	合 計					